特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康診査関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、健康診査関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康診査関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和7年5月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	健康診査関係事務						
②事務の概要	・健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、がん検診、健康教育、健康相談等の事務を取り扱う。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育に関する事務 ③健康相談に関する事務 ④訪問指導に関する事務 ⑤歯周病健診に関する事務 ⑥骨粗鬆症検診に関する事務 ⑥骨粗鬆症検診に関する事務 ②がしたがでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、						
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム						
2. 特定個人情報ファイル	名						
健康診査情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 命令第54条						
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第111の項						
5. 評価実施機関における							
①部署	健康子ども部 健康推進課						
②所属長の役職名	健康推進課長						
6. 他の評価実施機関							
_							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和7年3月14日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付け	られる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
		管理している。	記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者 また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場 ている。			

9. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 レステムを通じて目的が レステムを通じて不正な い滅失・毀損リスクへの	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) への入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠		修を実施している。受講	会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニ は状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通 昔置を講じている。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ②事務の概要	・健康増進法に基づく健康増進事業として、健康診査等の事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、健康増進法に関する法律及び条例の規定に従い、健康診査等の事業対象であるかどうかを確認する。	・健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、がん検診、健康教育、健康相談等の事務を取り扱う。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育に関する事務 ③健康相談に関する事務 ③財時導に関する事務 ⑤歯周病健診に関する事務 ⑥骨粗鬆症検診に関する事務 ⑥骨粗鬆症検診に関する事務 ⑥骨粗鬆症検診に関する事務 ⑧がん検診に関する事務	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第54条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	組織変更のため
平成28年4月1日		市民生活部 健康推進課 愛知県愛西市小津 町観音堂27番地 0567-24-9731	健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉 町米野225番地1 0567-28-5833	事後	庁舎移転のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 飯田 優子	健康推進課長 近藤 ゆかり	事後	所属長変更のため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 近藤 ゆかり	健康推進課長 佐藤 博之	事後	所属長変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120	事後	電話番号変更のため
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和3年8月2日		健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833	健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833	事後	組織変更のため
令和3年8月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 佐藤 博之	健康推進課長 服部 芳樹	事後	所属長変更のため
令和3年8月2日		健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉 町米野225番地1 0567-28-5833	健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲 葉町米野225番地1 0567-28-5833	事後	組織変更のため
令和3年8月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正修正
令和3年8月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正修正
令和4年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ③システムの名称	健康かるて	健康管理システム(健康かるて)・統合宛名システム・中間サーバー	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムとの接続開始に基づく変更
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	情報提供ネットワークシステムとの接続開始に基づく変更
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年2月1日時点	事前	情報提供ネットワークシステムとの接続開始に基づく変更
令和4年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年2月1日時点	事前	情報提供ネットワークシステムとの接続開始に基づく変更
令和4年2月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	_	十分である	事前	情報提供ネットワークシステムとの接続開始に基づく変更
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第54条	番号法第9条第1項別表第111の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める命令第54条	事後	時点修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	番号法第9条第1項別表第111の項	事後	時点修正
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 特定個人情報に関する記載のある文書や記録 媒体については、施錠できる保管場所に保管 し、担当者以外の閲覧ができないように管理し ている。また、特定個人情報の取扱いに関して 手作業が介在する場合は、複数人で確認する などの措置を講じている。	事後	様式変更に伴う修正
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発十分である毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。	事後	様式変更に伴う修正